

建築関係手数料

(カッコ書きは改定前の金額)

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(1)~(40) (略)	(略)	(略)
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第3項の規定による申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この表において同じ。)に関する認定申請手数料	
	(1) (略)	
	(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額	
	ア (略)	
	イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定による審査 次に掲げる区分に応じた金額	
	(ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合	
	判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
	1,000㎡以下	120,700円 (118,560円)
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	150,400円 (147,720円)
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	164,700円 (161,760円)
10,000㎡を超え50,000㎡以下	208,700円 (204,960円)	
50,000㎡を超えるもの	353,900円 (347,520円)	
(イ) (ア) 以外の場合		
判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき	
1,000㎡以下	174,600円 (171,480円)	
1,000㎡を超え2,000㎡以下	232,900円 (228,720円)	
2,000㎡を超え10,000㎡以下	267,000円	

		(262,200 円)
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	352,800 円 (346,440 円)
	50,000 m ² を超えるもの	648,700 円 (636,960 円)
	ウ (略)	
(42)・(43) (略)	(略)	
(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下この表において「都市低炭素化促進法」という。）第 53 条第 1 項の規定による申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) (略) (2) 都市低炭素化促進法第 54 条第 2 項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア (略) イ 法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の審査 次に掲げる区分に応じた金額 (ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合	
	判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出 1 件につき
	1,000 m ² 以下	120,700 円 (118,560 円)
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	150,400 円 (147,720 円)
	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	164,700 円 (161,760 円)
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	208,700 円 (204,960 円)
	50,000 m ² を超えるもの	353,900 円 (347,520 円)
	(イ) (ア) 以外の場合	
	判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出 1 件につき
	1,000 m ² 以下	174,600 円 (171,480 円)
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	232,900 円

		(228,720 円)														
	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	267,000 円 (262,200 円)														
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	352,800 円 (346,440 円)														
	50,000 m ² を超えるもの	648,700 円 (636,960 円)														
	ウ (略)															
(45)~(49) (略)	(略)															
(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第 29 条第 1 項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上法第 30 条第 2 項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>(ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>判定を要する建築物ごとの床面積の合計</td> <td>申出 1 件につき</td> </tr> <tr> <td>1,000 m²以下</td> <td>120,700 円 (118,560 円)</td> </tr> <tr> <td>1,000 m²を超え 2,000 m²以下</td> <td>150,400 円 (147,720 円)</td> </tr> <tr> <td>2,000 m²を超え 10,000 m²以下</td> <td>164,700 円 (161,760 円)</td> </tr> <tr> <td>10,000 m²を超え 50,000 m²以下</td> <td>208,700 円 (204,960 円)</td> </tr> <tr> <td>50,000 m²を超えるもの</td> <td>353,900 円 (347,520 円)</td> </tr> </table> <p>(イ) (ア) 以外の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>判定を要する建築物ごとの床面積の合計</td> <td>申出 1 件につき</td> </tr> </table>		判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出 1 件につき	1,000 m ² 以下	120,700 円 (118,560 円)	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	150,400 円 (147,720 円)	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	164,700 円 (161,760 円)	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	208,700 円 (204,960 円)	50,000 m ² を超えるもの	353,900 円 (347,520 円)	判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出 1 件につき
判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出 1 件につき															
1,000 m ² 以下	120,700 円 (118,560 円)															
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	150,400 円 (147,720 円)															
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	164,700 円 (161,760 円)															
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	208,700 円 (204,960 円)															
50,000 m ² を超えるもの	353,900 円 (347,520 円)															
判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出 1 件につき															

	1,000 m ² 以下	174,600 円 (171,480 円)
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	232,900 円 (228,720 円)
	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	267,000 円 (262,200 円)
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	352,800 円 (346,440 円)
	50,000 m ² を超えるもの	648,700 円 (636,960 円)
	ウ (略)	
(51)・(52)	(略)	(略)

所管課 建築指導課 TEL : 0283-20-3104